

仕 様 書

1. 填補する損害の範囲は、次のとおりとする。

鹿児島市営住宅等の敷地内において、「施設」の構造上の欠陥、管理上の不備に起因して他人の身体に傷害を負わせたり、他人の財産を損壊した場合、鹿児島市が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を填補するものとする。(漏水担保特約を含む)

2. 対象とする物件は次のとおりとする。

鹿児島市営住宅等の敷地内の全ての物件 (建物、工作物)

保険期間内に、対象とする施設等の面積の増・減があれば、変更後の数とする。

保険対象となる物件の異動については、仕様書に添付した参考資料を参照されたい。

保険対象となる物件の異動については、新設又は改廃される全ての物件にかかる保険手続きを増減のあった度に行うことは事務的に困難であることから、入札にあたっては、保険対象となる物件の年度途中の増減に係る分も見込むこと。

3. 対象とする施設等の面積は次のとおりとする。(令和7年4月当初)

- | | |
|-------------|--|
| (1) 敷地面積 | 9 2 0, 9 3 3. 4 9 m ² |
| (2) 施設等延床面積 | 7 3 0, 0 0 4. 2 2 m ²
(建物部分のみ、昇降機104基及び工作物を含む) |
| (3) 管理戸数 | 1 0, 9 5 7 戸 |

4. 保険金額は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------|----------|--------------------|
| (1) 対人賠償 | : 1名につき | 2, 0 0 0万円 (免責額なし) |
| | 1事故につき | 2億円 (免責額なし) |
| (2) 対物賠償 | : 1事故につき | 1, 0 0 0万円 (免責額なし) |

5. 保険期間

令和7年4月1日16時から令和8年4月1日16時まで